伊豆の国市農業委員会5月定例会議議事録

開催日時 令和7年5月12日(月)

午後2時30分~午後4時30分

場 所 あやめ会館3F多目的ホール

出席委員: 13人 欠席: 1人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名		
1	遠藤照彦	5	松下満雄	9	土田哲	13	萩原一英		小坂 高一郎		
2	山田尚志	6	與五澤文義	10	窪 井 千 容	14	鈴木宗雄	事	小澤 竜哉		
3	中川謙一	7	渡邉伸一	11	天野進			務局	福本 南斗		
4	土屋克彦	8	内 田 久	12	星合省吾						

推進委員: 10人 欠席:1人

No.	氏 名						
1	杉山芳喜	4	岡本仁	7	渡邉光一	10	土 屋 栄
2	白井孝	5	久保田正一	8	田中正男	11	重田庄八郎
3	高 梨 誠	6	渡邉一弘	9	平 木 宏		

議事の内容

審議案件 議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件・・・・・・7件 議案第2号 農地法第4条許可申請書承認の件・・・・・・1件

報告事項 農地法届出書(専決事項)について

報告第1号 農地法第4条事業計画変更届出書受理の件・・・・1件報告第2号 農地法第5条届出書受理の件・・・・・・・1件報告第3号 農業用施設届出書受理の件・・・・・・・・・1件

その他 タブレットの件

開 会 事務局長 ただ今から5月定例農業委員会を開催します。

本日、農業委員の過半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを報告します。

それでは、会長の進行により、慎重なる審議の程、よろしくお願いしたいと思います。

会長

開会挨拶

議事の前に、事務局より説明がありますのでお聞きください。 事務局。

事務局

1点ほど、事務連絡です。4月の半ば頃に、農地を所有されている一部の方に、非農地判断通知を送らせていただきました。これに対して、一部の委員、推進委員にお問い合わせがあったところですので情報共有をさせていただきます。

非農地判断通知というのは、毎年度皆様に行っていただいている利用 状況調査の中で、赤判定がなされた農地に対して、そこは農地ではない ですよという通知を送らせていただいたところです。

赤判定というのは、原則農地に戻ることはない農地ということで赤判定がなされたもので、通知を送らせていただいて、通知を受けた者は適宜法務局にて手続きを行っていただいて、登記地目を田畑から山林原野に変えてもらうといった流れになります。

詳しいところは、また適宜聞いていただければと思いますが、例えばこの通知が手元に届いたからといって、何か罰則があるとか、そういったものではございませんので、何か不安があるというご相談があれば、農業委員会の事務局に連絡してくれといっていただいて結構です。

議事録署名人指名 会 長

それでは議事に入ります。議事録署名人を指名致します。8番内田委員、9番土田委員を議事録署名人に指名いたします。では、議案第1号に入ります。

審議案件 【議案第1号】 会 長 ○【議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件】

議案第1号「農地法第3条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第1号1番について、事務局より概要説明をしてください。

事務局

議案第1号1番について「朗読」

議案第1号「農地法第3条許可」の1番について説明します。場所と 写真は資料番号①をご覧ください。補足資料も併せてご覧ください。

譲受人の経営面積は0㎡ですが本案件の経営面積で3,056㎡になります。譲受人の年齢は60歳で農作業経験は自身が3年、妻が10年であり、農地の管理能力については、営農計画書により問題ないことを確認しました。申請地においては、露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅から車で3分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。

会 長

事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、寺家地区の担当委員は10番窪井委員です。よろしくお願いします。

10番窪井委員

(議案第1号1番農地法第3条許可について説明)

会 長

担当委員からの補足説明が終わりました。続いて寺家地区担当の平木推進委員から意見をお願いします。

平木推准委員 (議案第1号1番農地法第3条許可について説明)

会 長 推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、 議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はあり

ますか。

会 長 質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名

を述べたうえで発言してください。

推進委員 (質問等)

事務局 (回答)

会 長 質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は举手願 います。

(挙手全員)

ありがとうございました。

挙手全員と認め、本案件は承認されました。

続いて議案第1号の2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号2番について「朗読」

> 議案第1号「農地法第3条許可」の2番について説明します。場所と 写真は資料番号②をご覧ください。補足資料も併せてご覧ください。

> 譲受人の経営面積は0㎡ですが、本案件の経営面積で416㎡になりま す。譲受人の年齢は81歳で、以前から市内農地で露地野菜の栽培を手伝 っており、農作業経験は25年であります。農地の管理能力については、 営農計画書により問題ないことを確認しました。申請地においては露地 野菜を栽培する予定です。申請地は自宅から徒歩で1分ほどの距離にあ るため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができな い場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはない ので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で25万円 です。事務局からの説明は以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、北江 間地区担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願いします。

13番萩原委員 (議案第1号2番農地法第3条許可について説明)

> 担当委員からの補足説明が終わりました。続いて北江間地区担当の重 田推進委員から意見をお願いします。

重田推進委員 (議案第1号2番農地法第3条許可について説明)

> 推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、 議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はあり ますか。

> 質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名 を述べたうえで発言してください。

推進委員 (質問等)

会 長

会 長

会 長

会 長

事務局

(回答)

会 長

質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。

(挙手全員)

会 長

ありがとうございました。

挙手全員と認め、本案件は承認されました。

続いて議案第1号の3番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3番について「朗読」

議案第1号「農地法第3条許可」の3番について説明します。場所と 写真は資料番号③をご覧ください。補足資料も併せてご覧ください。

本申請は、議案第1号2番と同じ申請人が農地の権利を取得しようとする案件ですので、同じ内容の部分は省略します。譲受人の経営面積は、先ほどの議案第1号2番と合わせて831㎡になります。申請地においては露地野菜を栽培する予定です。申請地は自宅の隣にあるため、通作には問題ありません。売買価格は1筆で25万円です。事務局からの説明は以上です。

会 長

事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、北江間地区担当委員は13番萩原委員です。よろしくお願いします。

13番萩原委員

(議案第1号3番農地法第3条許可について説明)

会 長

担当委員からの補足説明が終わりました。続いて北江間地区担当の重田推進委員から意見をお願いします。

重田推進委員

(議案第1号3番農地法第3条許可について説明)

会 長

推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、 議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はあり ますか。

会 長

質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。

会 長

質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。

(挙手全員)

会 長

ありがとうございました。

挙手全員と認め、本案件は承認されました。

続いて議案第1号の4番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号4番について「朗読」

議案第1号「農地法第3条許可」の4番について説明します。場所と 写真は資料番号④をご覧ください。

譲受人の経営面積は22,316.18㎡になります。譲受人の年齢は74歳で、 農作業経験は56年あり、農地の管理能力については申請書により問題な

いことを確認しました。申請地においてはスイカやダイコンを栽培する 予定です。申請地は自宅から徒歩で5分ほどの距離にあるため、通作に は問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を 定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件 のすべてを満たすと考えます。売買価格は1筆で50万円です。事務局か らの説明は以上です。

会 長

事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、田中 山地区担当委員は11番天野委員ですが、本日田中山地区担当天野委員は 欠席でありますので、推進委員の土屋推進委員より意見をお願いしま

十屋推進委員

(議案第1号4番農地法第3条許可について説明)

会 長

推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、 議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はあり ますか。

会 長

質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名 を述べたうえで発言してください。

会 長

質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願 います。

(举手全員)

会 長

ありがとうございました。

挙手全員と認め、本案件は承認されました。

続いて議案第1号の5番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号5番について「朗読」

議案第1号「農地法第3条許可」の5番について説明します。場所と 写真は資料番号⑤をご覧ください。補足資料も併せてご覧ください。

本申請は、譲受人である法人が農地の権利を取得しようとするもので す。農地法上の一定の要件を満たす法人を「農地所有適格法人」と総称 し、農地の権利取得を認める制度です。農地所有適格法人と認められる ための要件として、これから説明する4つの要件を権利取得申請時のみ ならず、農地の権利を有する限り、すべてを満たし続けなければなりま せん。

1つ目は法人の組織に関する要件で、農事組合法人、株式会社持分会 社のいずれかでなければなりません。譲受人については、提出された定 款の記載事項からこの要件を満たしていることを確認しました。

2つ目は法人の主たる事業が農業であることが要件となります。主た る事業が農業であるかの判断は、直近3か年の農業に係る合計売上高 が、当該3か年における法人の事業全体の合計売上高の過半を占めてい るかによります。譲受人については農業に係る合計売上高が事業全体の 売上高の80%以上を占めていることを申請書により確認しました。

3つ目は構成員の資格に関する要件で、構成員とは株式会社の場合は 株主となりますが、農業関係者である株主の有する議決権の合計が総株 主の議決権の過半を占めていなければなりません。農業関係者とは、農 地の権利を提供した個人、法人の農業の常時従事者、基幹的な農作業を 委託した個人、地方公共団体、農協、農地中間管理機構などを指します が、譲受人は、法人の農業の常時従事者である株主のみで総議決権の過 半を占めることを株主名簿、申請書により確認しました。

4つ目は、経営責任者に関する要件で、法人の常時従事者である構成 員が取締役の数の過半を占めていなければなりません。譲受人について は、取締役3名の内、2名が株主であることを登記事項証明書、株主名 簿、申請書により確認しました。

譲受人については、農地所有適格法人の4要件をすべて満たしている ことを確認しました。

譲受人の経営面積は伊豆の国市と函南町、伊東市を合わせて263,989.41㎡です。他市町の耕作面積については、函南町農業委員会及び、伊東市農業委員会で発行された耕作証明書により確認しております。申請地は譲受人の事務所から車で15分の距離にあり、通作には問題ありません。また、農作業に従事する者は18名おり、6月までに2名増員予定とのことです。それぞれ1年~51年の経験がある者が年間160日以上農作業に従事し、農作業に必要な機械についてはすでに確保しております。

権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。申請地においては水稲を栽培する予定です。売買価格は10aあたり1,500,000円です。事務局からの説明は以上です。

会 長

事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、奈古谷地区担当委員は5番松下委員です。よろしくお願いします。

5番松下委員

(議案第1号5番農地法第3条許可について説明)

会 長

担当委員からの補足説明が終わりました。続いて奈古谷地区担当の岡本推進委員から意見をお願いします。

岡本推進委員

(議案第1号5番農地法第3条許可について説明)

(質問等)

事務局

(回答)

会 長

推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、 議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はあり ますか。

会 長

質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名 を述べたうえで発言してください。

会 長

質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。

(挙手全員)

会 長

ありがとうございました。

挙手全員と認め、本案件は承認されました。

続いて議案第1号の6番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号6番について「朗読」

議案第1号「農地法第3条許可」の6番について説明します。場所と 写真は資料番号⑥をご覧ください。

譲受人の経営面積は6,852㎡になります。譲受人の年齢は72歳で、農作業経験は50年あり、農地の管理能力については申請書により問題ない

ことを確認しました。申請地においては水稲を栽培する予定です。申請地は自宅から車で5分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は10aあたり1,500,000円です。事務局からの説明は以上です。

会 長

事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、奈古 谷地区担当委員は5番松下委員です。よろしくお願いします。

5番松下委員

(議案第1号6番農地法第3条許可について説明)

会 長

担当委員からの補足説明が終わりました。続いて奈古谷地区担当の岡本推進委員から意見をお願いします。

岡本推進委員

(議案第1号6番農地法第3条許可について説明)

会 長

推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、 議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はあり ますか。

会 長

質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名 を述べたうえで発言してください。

推進委員

(質問等)

事務局

(回答)

会 長

質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。

(挙手全員)

会 長

ありがとうございました。

挙手全員と認め、本案件は承認されました。

続いて議案第1号の7番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号7番について「朗読」

議案第1号「農地法第3条許可」の7番について説明します。場所と 写真は資料番号⑦をご覧ください。

譲受人の経営面積は6,474㎡になります。譲受人の年齢は77歳で農作業経験は17年あり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稲と露地野菜、果樹を栽培する予定です。申請地は自宅から車で5分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。

会 長

事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、守木、宗光寺地区の担当委員は4番土屋委員です。よろしくお願いします。

4番土屋委員

(議案第1号7番農地法第3条許可について説明)

会 長

担当委員からの補足説明が終わりました。続いて守木、宗光寺地区担当の髙梨推進委員から意見をお願いします。

髙梨推進委員

(議案第1号7番農地法第3条許可について説明)

会 長

推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、 議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はあり ますか。

委 員

(質問等)

事務局

(回 答)

会 長

質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名 を述べたうえで発言してください。

会 長

質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。

(挙手全員)

会 長

ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。

【議案第2号】 会 長

○【議案第2号 農地法第4条許可申請書承認の件】

議案第2号「農地法第4条許可申請書承認の件」を議題とします。

議案第2号2番について、■■委員は行政書士として本申請の代理人となっているため、農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当しますので退席してください。

(■■委員退席)

会 長

それでは事務局より概要説明をしてください。

事務局

議案第2号2番について「朗読」

議案第2号「農地法第4条許可」の2番について説明します。場所と 写真は資料番号®をご覧ください。補足資料も併せてご覧ください。

申請人は、現在農家住宅で暮らしています。居宅の老朽化が著しく建替えを計画しましたが、現在の敷地は土砂災害警戒区域に一部含まれるため、所有する土地にて候補地を選定したところ、当該土地が適地であると判断されたため、本申請に至りました。

申請地は、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地に区分されるため代替性の検討が必要となります。申請地周辺について用地選定を行った土地の選定理由を確認し、申請地以外に設置できないことを確認しております。

農地法第4条第6項第3号、第4号、第5号の各号にも該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。

現地確認については5月7日(水)に、星合委員と土屋推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。

会 長

事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、浮橋地区の担当委員は12番星合委員です。よろしくお願いします。

12番星合委員

(議案第2号2番農地法第4条許可について説明)

会 長

担当委員からの補足説明が終わりました。続いて浮橋地区担当の土屋推進委員から意見をお願いします。

土屋推進委員

(議案第2号2番農地法第4条許可について説明)

会 長

推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、 議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はあり ますか。

会 長

質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名 を述べたうえで発言してください。

推進委員

(質問等)

事務局

(回答)

会 長

質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。

(挙手全員)

会 長

ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。

報告事項 会 長

○【報告事項 農地法届出(専決事項)について】 報告事項について事務局報告をしてください。

【報告第1号】 事務局 農地法第4条事業計画変更届出書受理の件について1番を「朗読」。 事業の変更点は、転用目的が貸駐車場敷地から宅地分譲地になりま す。令和7年3月28日付、伊国農委(計変)受理番号第1号にて受理し ました。

【報告第2号】 事務局 農地法第5条届出書受理の件について1番を「朗読」。

転用目的は宅地分譲地です。令和7年4月8日付、伊国農委第5号受理番号第1号にて受理しました。

委 員

(質問等)

事務局

(回答)

【報告第3号】 事務局 農業用施設届出書受理の件について1番を「朗読」。

農業用施設の概要は施設面積86.12㎡の農業用倉庫です。令和7年3月31日付、伊国農委第(施設)受理番号第1号にて受理しました。

会 長

事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。

会 長

質問は無いようですので、続いて、質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。

推進委員 (質問等)

事務局(回答)

会 長 他にありますか。質問はないようですので報告事項を終わります。

続きまして、農用地利用集積等促進計画案について、市長より意見を求められています。

それでは事務局説明をお願いします。

事務局農用地利用集積等促進計画案を「朗読」

会 長 事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番 号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。

質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。

推進委員 (質問等)

事務局 (回答)

会 長 質問が無ければ採決に入ります。農用地利用集積等促進計画案について、異議なしの意見を提出することに賛成される農業委員は挙手願います。

(挙手全員)

ありがとうございました。

挙手全員と認め、本案は異議なしとして提出します。

その他事務局より何かありますか。

その他 タブレットに関する件 事務局

閉 会 以上で今月の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議あ 事務局長 りがとうございました。

次回は令和7年6月10日(火)午後2時30分から定例農業委員会を行う予定です。時間の変更がある場合は開催通知でお知らせします。場所はあやめ会館3階多目的ホールです。それでは5月の定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。